

平安時代の四つの転換点について

— 王朝国家論の立場から —

下向井 龍彦

はじめに

時代区分、「その利点は時間を明確に区分できることであり、その欠点は歴史を平板化することである。それは物事を、おそらく実際そうであった以上に区分が可能でまとまったものであるように見せる。」^①。このような錯覚に陥ることをわかつていながら、歴史研究者は、時代区分や画期、また転換点を探り、あるいはそこに自己の研究の基礎付けを求めてやまない。そして書き上げたばかりの個別論文の意義・価値を、自らの拠って立つ時代区分論に当て嵌めては安堵の胸をなでおろす。

転換点の「発見」は、にわか霧が晴れて眺望が開けたように、また纏れてこんがらがった糸がほぐれてひとすじになったときに、一挙に研究の見通しをよくし、研究を活性化させる。反面、権威的時期区分が定着すると、研究は自縛され、低調になる。時代区分は諸刃の刃である。

便宜的時代区分である「平安時代」のなかには、いくつもの転換点がある。「王朝国家論」の立場から「体制転換」という観点に立つてとらえるとき、私は平安時代には四つの転換点があったと考える。四つめの転換点が、中世国家（朝廷・幕府体制）への転換を画する一二世紀末の鎌倉幕府の成立であり、それまでの三つの転換点は、古代律令国家から中

世国家へと移行していく長い過渡期を区切る。体制転換には固有の動因があったはずであり、それぞれの転換点について、それを導いた動因は何かを基礎にすえて「王朝国家論」の立場から粗雑なデッサンをしてみよう。その前に、現在の平安時代史学界で定説化した感のある「一二世紀後半画期論」と存在感の薄れた「王朝国家論」を対比してみたい。

一 一二世紀後半画期論と王朝国家論

一九九〇年、『日本史研究』三三九号の特集「平安時代の国家システム」で提唱された「一二世紀後半画期論」^②は、この時期に財政構造を中心に支配構造が大きく転換するととらえる。この学説はさらに、①律令国家を前後に分かつ転換点とみる大津透氏の「後期律令国家論」と、②古代・中世の転換点とみる、京都学派（吉川真司・佐藤泰弘・上島亨・寺内浩ら諸氏）の「初期権門体制論」や中込律子氏らの中世的財政構造起点論にわかれる。①説②説ともに一二世紀後半以前は、九世紀から連続する律令国家（財政構造）の段階であり、「王朝国家論」が重視する九世紀末〜一〇世紀初頭の危機と国制改革による転換を虚構視または軽視する。②説は、一〇世紀後半を転換点とする貴族社会の多元化や権門・受領の家産制の発達に中世的要素を認め、引退後の道長の権力に院権力の源流を求めるなど、中世社会・中世国家の起点とみるのである。

「一〇世紀後半期論」と「王朝国家論」は、一〇世紀末～一一世紀初頭にすでに定着していた税制・財政・中央機構・貴族編成などのシステムについて、事実認識をほぼ共有している。違いは、共通認識である撰関最盛期のシステムにいつどのように転換したのか、という点である。前者が転換点とする九五〇年～六〇年代と後者が転換点とする九世紀末～一〇世紀初頭、両時期に共通するのは史料が乏しいことである。一〇世紀末以降のような、政務・祭祀儀礼運営やそれに関わる財政対象のディテールを記述する、充実した古記録が残っているわけではない。基本となるのは『類聚三代格』『政事要略』『朝野群載』『類聚符宣抄』『別聚符宣抄』所収諸官符宣旨・財務帳簿例文などと『平安遺文』所収の古文書であり、それらをいかに読み解くかで転換期像は大きく分岐する。

一〇世紀後半期論の論拠は、九世紀から連続する財政構造・収取システム・受領支配が、この時期に構造的に大きく転換するとみる点にある。大津学説の要点は以下のとおり。一〇世紀中葉の「調庸納入の悪化」に対応して、(1)政府は、諸国から大蔵省への調庸収納と、大蔵省から消費主体（受給官司・行事所）への分配（律令制的財政構造）をやめ、切下文・永宣旨料物・正蔵率分・召物など個別行事料物ごとに国司（京庫）から直接消費主体に進済させる財政構造に転換した。(2)この財政構造は一〇世紀中葉の受領功過定の整備と弁済使（受領京庫運用責任者）の公認に示される受領請負制（受領の家産制）の成立によってもたらされた。(3)構造転換の深部に調庸制の崩壊を招いた在地首長制の解体が想定される（佐藤泰弘氏は律令制的人身把握の解体を想定）。(4)この財政構造転換が撰関政治の円熟、国風文化の爛熟をもたらした。以上である。

大津氏の転換論の特徴の一つは、構造転換を決意させた支配層の危機認識、危機克服のための国制改革、それにもなる政治機構・政治構造の転換というような転換期のダイナミズムを想定していないし、転換の基底にあったとする在地首長制の解体は抽象的仮説であって解体に導い

た社会的動因が何なのかもはっきりしない。大津説と事実認識を共有する他の一〇世紀後半期論も大差ない。共通認識は「律令国家は九世紀から徐々に変質してゆき、十世紀中後期に至って院政期につながる体制に再編された」、である（特集号趣意書 吉川真司氏執筆）。一〇世紀後半期論に対して、私は一九九五年第二三回古代史サマーセミナー（福山市）の報告「平安時代史研究の新潮流をめぐって——一〇世紀後半期論批判——」のなかで、九世紀末～一〇世紀初頭財政構造改革論の粗雑な素描をしたが、肝心の財政改革部分を省いて公表したこともあり^①、話題にされることはなかった。

一〇世紀後半期論に立つ国家財政研究や他の制度研究は、その後、大津氏のこの学説を前提または指針として活発化し、個別事象について多くの実証的成果を生み出した（とはいえそれらの研究が一〇世紀後半期論の証拠固めになっただけではない）。

「一〇世紀後半期論」が登場した一九九〇年以前の七〇年代～八〇年代は、戸田芳実^②・坂本賞三^③両氏が提起した、九世紀末～一〇世紀初頭（寛平～延喜）に転換点を置く「王朝国家（体制）論」が大きな影響力を持っていた（私は「定説」だと感じたことはなかったが）。七〇年代初頭段階の王朝国家論は次のようであった。富豪層主体の反体制運動（王臣家との結合）による危機に直面した律令国家は、寛平・延喜の国制改革（税制改革・土地制度改革）によって、個別人身支配を支配原理とする律令国家体制から土地把握（基準国図と国司検田権）・土地課税（官物・臨時雑役、負名体制）を支配原理とする（前期）王朝国家体制に転換し、危機は克服され、体制は一定の安定をみる。七〇年代初頭の王朝国家論は、一一世紀中葉にもう一つの画期を置いて前期王朝国家・後期王朝国家に分ち、後者を鎌倉幕府成立までとらえた。一一世紀中葉の転換は、百姓⇄負名の反国司闘争に対応して打ち出された公田官物立法（所当官物）と郡郷制の改編を指標とし、前者は中世的年貢体系、

後者は中世在地領主制展開の起点となる、とされていた。同時期に網野善彦⁽⁶⁾氏が提唱した「荘園公領制」は王朝国家論（後期王朝国家体制）と親和性があり、後期王朝国家体制の基礎構造を形成期荘園公領制と位置づけることができる。

七〇年代までの王朝国家論は国衙レベルの支配体制（土地制度・収体系）の解明に関心が集中し、中央レベルの国家機構論や財政論に空白があったが、七〇年代末から八〇年代には、軍制、政治機構・政治構造（太政官「弁官・別当制」・政務手続き・相論裁定手続き・昇殿制）、国家財政、荘園整理政策など多様な分野で王朝国家論の方法論に立つ実証研究が次々に発表され⁽⁷⁾、王朝国家論の内容は豊かになり、八〇年代末ごろには新たな地平に立つて総括する段階にさしかかっていた⁽⁸⁾。

そのような一九九〇年に「一〇世紀後半画期論」が提起されたのであったが、大津氏の財政論の主要な構成要素である切下文・永宣旨料物・正蔵率分は、実は王朝国家財政研究の実証的成果に依拠していた⁽⁹⁾。その後、一〇世紀後半画期論の立場からなされた王朝国家論批判のほとんどは、一九六〇年代〜七〇年代初期の戸田・坂本学説に対する批判に止まっており、その後の研究の進展をも含めた批判になっていない⁽¹⁰⁾（八〇年代以降の王朝国家論の方法論に立つ個別研究成果は立場を超えて学界の共有知となっている）。私は七〇年代初期段階の王朝国家論を金科玉条とするのではなく、たとえば国内公田数⁽¹¹⁾中央貢納物指数説などその後の実証研究で否定された論点は受容するし、寛平〜延喜年間の諸符号から離れて一〇世紀初頭の体制転換の指標を求める方法も支持しない。戸田・坂本学説をあらためて再検討したうえで現段階の王朝国家論を提示することは、王朝国家論に依拠する研究者の使命である。

現在、一〇世紀後半画期論は「定説」の地位にあり、王朝国家論は葬り去られた過去の学説とされている。実際、「王朝国家」を冠する著書論文のタイトルはほとんど見かけないし、最新の『岩波講座日本歴史』古

代4・5所収論考の多くは一〇世紀後半画期論の立場に立つて執筆されている。しかし私の研究分野である軍制論・武士成立論に関わる収録論考は、研究水準を大きく後退させているといわざるをえない。原因の一つは王朝国家論を無視・黙殺していることにある。

私は、地方社会の動向が体制の矛盾を激化させ、矛盾克服のために打ち出す政策体系が体制転換を促し、新たな社会編成の枠組みを作り出す、という王朝国家論の研究視角・方法論の豊かな創造性を疑わない。すなわち転換点として「政策」を重視するのである。以下、王朝国家論の立場に立つて、平安時代の四つの転換点について、その背景にある動因、転換に導く政策を中心に、現時点の私の構想を素描しようと思うが、第二の転換点、すなわち九世紀末〜一〇世紀初頭の王朝国家への転換については、一〇世紀後半画期論⁽¹²⁾大津学説と切り結ぶために、とくに財政政策・財政構造転換を中心に論じる。

二 律令国家 「軍国体制」国家

対新羅朝貢強要を外交原則とする律令国家は、一戸一兵士を徴兵基準とする軍団兵士制⁽¹³⁾律令軍制を有する「軍国体制」国家であった。全国戸数二〇万戸、全兵力二〇万人。この大規模徴兵制の創設・維持のため、徴兵母胎である「戸」の経営保障と「戸」相互間の階層分解抑制を目的に編戸制・班田制（公地公民制）が施行された⁽¹⁴⁾。穎稻の低利強制貸付⁽¹⁵⁾公出挙制は「戸」の再生産維持のための経営支援でもあった。このような恐るべき人民統制を可能にし、全国画一的軍団兵士制を創設しえた条件の一つが、太政官・八省一郡一里（郷）の中央集権的行政機構⁽¹⁶⁾律令官僚制であり、もう一つが郡司制として制度化された大化前代以来の在地首长制であった⁽¹⁷⁾。税制・財政・給与制もこの中央集権的システムをもとに租（地稅）・調庸雜徭（人頭稅）制として編成され

た。対新羅朝貢強要・大規模徴兵制軍隊・公地公民制、この三位一体の「軍国体制」こそ日本律令国家の本質であった。

対新羅朝貢強要は、直接的には天智九年（六七〇）年に始まる新羅統一戦争のなかで、百済救援戦争における対日戦勝国新羅が、背後の安全保障のためにはじめた敗戦国日本への朝貢の固定化・永続化であり、朝貢関係（従属的安全保障関係）を通じて、新羅を唐帝国の脅威に対する防波堤とすることである。

律令国家は八世紀末まで、三位一体システムをかたくなに維持し続けた。かりに律令国家を前期と後期に区分するならば、私は八世紀律令国家を「前期律令国家」といきたい。一般には七三〇年代の天平期に九世紀につながる画期が置かれるとされているが¹³⁾、しかし私は、八世紀律令国家を、対新羅外交の展開（強硬・消極）と財政事情（庸・雑徭免除の兵士の増減は税収の減増）に応じて軍拡と軍縮を繰り返す、七期に内部区分しうる一つの段階とみており、宝亀十一年（七八〇）にはじまる第七期の全面軍縮が、律令国家を次の段階へと進める大きな転換点であったとみる¹⁴⁾。

三 第一の転換点 八世紀末～九世紀初頭 後期律令国家

1 対新羅外交の終焉と規制緩和と富豪層育成政策

律令国家は、宝亀十一年二月の対新羅朝貢強要外交の解消通告、同年三月の軍団兵士制の大規模削減と延暦十一年（七九二）の全面廃止によって（ただし辺要国では存続）、大きく転換する。新羅を大陸への防波堤とする朝貢強要外交の解消は、大陸情勢に対する判断（唐の衰退、唐・渤海による半島侵攻の可能性の消滅）のうえに立った外交戦略の大転換（東アジア国際秩序からの離脱）であり、これによって人工的システムである三位一体の軍国体制維持圧力から解放された。石母田正氏の国際

的契機論は、律令国家の成立だけでなく構造に内在し解体にまで貫徹していることに、あらためて注意喚起したい。軍国体制の解除は、不可分の関係にある帝国型国家システムの再編縮小（「内向き」の「小さな政府」化）を促すが、国家機構・儀礼体系・貴族官人編成の再編については、以後の第二・第三の転換点も含めて本稿では触れる余裕がない。

九世紀律令国家は地方支配に対する規制緩和と政策を進めていった。規制緩和と政策は国司の権限強化、国司官長（守または介）への権力集中によって推進され、地方社会の流動化を促す。この流動化は中世社会へと移行していく長期にわたるプロセスの起点である。徴兵制維持のための階層分解抑制が不要となったことから、編戸制・班田制・公出挙制の形骸化するわち公民の階層分解が急速に進行し、富豪層が成長する。そのなかで旧来の郡司による在地首長制的支配は急速に解体し（一〇世紀後半ではない）、郡司も一富豪層として社会変動の荒波に揉まれることになる。国衙内部では官長に駆使される任用国司（掾・目）の官長に対する反感・不服従の気運が高まるようになり、郡司・富豪層と結託して官長の不正を告発する動きも起こるようになる¹⁵⁾。

本籍地での編戸制は宝亀十一年（七八〇）に始まる浮浪人の居住地登録制（浮浪人帳により課税）の強化によって急速に崩壊し、住人の経営規模・財力に応じて居住地で賦課する「不諭土浪人」政策が推進される。また延暦十九年（八〇〇）年を最後に政府主導の全国一斉班田は放棄され¹⁶⁾、班田が国司に任せられると、公民に対する経営保障・階層分解抑制という本来目的の班田制が実施されることはなくなつた。

重要なのが公出挙制の変質である。郡倉に蓄積された本稻を春に公民に貸出し、秋収後に利稻とともに回収する低利（五割）の公出挙制は、八世紀には公民への経営支援策であったが、九世紀には本稻を百姓私宅（里倉）に預けて運用させ国衙は利稻分を税として徴収するだけの「里倉負名」制に転換した¹⁷⁾。この重大な転換は、延暦十四年（七九五）閏

七月の郷倉設置と公出挙利稲の五割から三割への利下げが政策的起点であった¹⁸⁾。郷倉での運用方式への変更は、実際には郷内の複数富豪層の私倉への公出挙本稲（正税・公廩・雑稲）の分配と運用委託であった。

特定富豪層は、実質譲渡された本稲を私稲と混合して高利私出挙（公定限度一〇割）として運用し、利稲三割分だけを税として国衙に納めることになった。差額は富豪層Ⅱ「里倉負名」の丸儲けである。この恩恵から排除され、班田Ⅱ経営保障と公出挙Ⅱ経営支援から見放された一般公民は没落を宿命づけられ、高利私出挙の抵当とされた口分田もろとも富豪層の経営に吸収され、富豪層の経営田地を小作する隷属農民に転落する。これらの階層分解推進策は富豪層の経営基盤を強化する富豪層育成政策であり、国司はこの恩恵付与と引き換えに、富豪層（「里倉負名」）を課税対象と位置づけ、経営規模に応じて没落公民分の調庸も含めて課税するようになる。しかし中央―国―在地を貫く税制・財政上の帳簿体系は基本的に変わることはなく、国衙支配・在地の実態と帳簿体系との乖離、その間隙を突く富豪層の脱税闘争によって、やがて深刻な「未進」問題として表面化する。

このように、中世的な土地制度と收取体系に変化していく社会変動の起点は、八世紀末の軍国体制の解除と規制緩和政策（編戸制・班田制・公出挙制の形骸化政策）・富豪層育成政策にあった。戸田芳実氏の富豪層論は、このような視点からとらえ直すと、新たな光彩を放ってくる。以上のような九世紀律令国家は「後期律令国家」と呼んでいいだろう。

2 調庸未進の累積と富豪層の反国司闘争

九世紀には政府による国司統制策・土地政策・調庸未進対策など、さまざまな地方政策が調庸未進（議論を単純化するため雑米・交易雑物は捨象）の深刻化に対応しながら打ち出される。それらの政策は、律令制の原則を理念として掲げながら（修辞の中では班田制・編戸制・調庸制を維持）、現状の国郡司・富豪層・王臣家・財政官司のモラルハザード

（強欲・腐敗・不正・脱税・贈収賄）を糾弾し、国司官長提案の「国例」をもとに部分修正しているようにみえる。しかし国司だけでなく政府も、八世紀末以来の規制緩和政策によって、現状が律令制の原則からほど遠い、富豪経営Ⅱ「里倉負名」を基盤とする社会になっていることを認識していた。政府としては、未進を糾弾しながらいかに調庸物を確保するか、修辞・ホンネない交ぜの対応措置を打ち出していたのである。

調庸未進に絞ってみよう¹⁹⁾。本来、調庸運京を委託された綱領（郡司富豪層）は、国司から納品書（門文）と実物を預かって運京し、民部省に出頭して「物・帳同領」のチェックを受けて、大蔵省で関係官司の立ち会いの下で調庸物を正倉に納め、大蔵省から日収（領収証。以下返抄と表記）を受け取り、貢調使（任用国司）や雑掌に渡して運京責任から解放されることになっていた。しかし九世紀の現実では、綱領Ⅱ郡司富豪層は、納品書記載の物品・数量を自前で調達しなければならず、未進が摘発されると填納するまで返抄はもらえない。政府は、このような郡司富豪層による調庸運京請負の建前を、微修正しながら維持し続けた。

未進を抱えたまま京上する綱領は、返抄をもらうため、あるいは国司による未進分差押えの回避のため、さらには免責資格獲得・免税特権獲得のため、財政官司官人への贈賄、群盗・海賊（略奪して補填）、群盗海賊被害偽装（被害分免責）²⁰⁾、田宅の王臣家（宮廷貴族）への寄進（差押え回避）、王臣家人化・衛府舍人化（庇護と免税特権）など、さまざまな脱税工作をする。脱税闘争に加えて、官長の強圧的支配に反発する任用が郡司富豪層と共闘して官長襲撃殺害に及ぶという、過激な事件も続発した。このような富豪層の脱税闘争の活発化が国司・郡司富豪層の未進に拍車を掛け、国司の対中央未進はますます膨らんでいく。九世紀後半には、巨額の累積未進、富豪層による上記のような反国司闘争・脱税闘争が政治問題化し、財政危機、国司の国内支配の危機をもたらした。体

制転換を問題にすると、主要な動因は何かに迫らなければならぬが、課税対象として育成した富豪層の反国司闘争・反律令闘争が体制転換を余儀なくさせた主要な動因だったのである²⁰⁾。一〇世紀後半期論は、この富豪層による反律令・反国司闘争の存在とその意味するところを無視または軽視する。

3 律令国家財政の構造的危機と「在下」

九世紀末には膨大な累積未進が問題化していたというのに、政府主催行事が財政難を理由に中止されたり、宮廷や王臣家や官司が財政的に破綻したという事実はあまり聞かない。封戸に依存する王臣家使による綱領運京物の暴力的先取とか部内乱入、あるいは富豪層の王臣家人化、富豪層田宅の王臣家荘化などの動きは、たしかに安閑としては国家給付が保証されない厳しい状況が伝わってくるし、大蔵省・大炊寮など出納官司(保管官司)にとっても、出納官司から支給を受ける消費官司・貴族官人にとっても、事情は似ていただろう。しかし彼らは経済的に破綻してはいなかった。

理由の一つは、律令財政構造において調庸未進とは、帳簿上の公民数(課丁数)を基礎に計算された「入るはず」の調庸額に対する不足であり、それが年々積み重なって膨大な累積未進を生み出していたのである。九世紀に入り編戸制の形骸化によって正丁数を本気で調査することはなかったが、政府―国司の間では、「みなし正丁数」が貢進するべき「入るはず」の調庸額の計算根拠であることに変わりはいなかった。九世紀の調庸未進の累積は政府が「必要とする」総支出額≡年間必要経費の不足の累積ではなかったのである。

より重要なもう一つの理由は、調庸運京には民部省での窓口チェック(先検)と、大蔵省正倉への諸司立ち会い検納という、二重のハードルがあったことである。せつかく綱領が調庸物を運京しても、持参した国司交付の門文記載額に達しない場合、綱領は民部省に出頭せず、運京物の

多くは正規手続きを経ないまま王臣家に流れたり、諸国「在下物」として国司京庫に国司私物とともに滞留していたのである。国司はこれらの運用を財政官司下級官人に委託していた。彼らは政府呼称で「在下史生」と呼ばれ、のちに「弁済使」として公認される。「在下物」は本来は大蔵省などに納められるべきものであるから、太政官・財政官司・消費官司・蔵人所・王臣家から正当な根拠をもって請求されれば、国司(代理人「在下史生」)は、何かと口実を設けて忌避したとしても、最終的には請求に応じなければならない。また国司京庫にストックされている「在下物」は死蔵されているわけではなく、国司は「在下物」を高利で運用していた。九世紀後半の京は、国司・綱領(富豪層)・出納官司下級官人・「在下史生」・王臣家人ら地下経済の担い手たちが、「巨大市場」(宮廷・政府運営経費、仏神事・行事用途、王臣家家産経済)に寄生して暗躍する、地下経済都市と化していたのである。累積未進に呻吟する政府や消費官司が必要物品をなんとか調達できた秘密はこの「在下」≡地下経済にあった。一〇世紀後半期論はこの「在下」問題を正面からとらえていない。

こうして九世紀末には、調庸累積未進、国家財政の正規運用の崩壊、京内地下経済の活発化によって、律令国家財政は構造的危機に陥っており、抜本的な構造改革が緊急課題として提起されていた。一括納入・一括配分をタテマエとする国家財政次元での律令的調庸制の崩壊は、一〇世紀後半期論が説く一〇世紀中葉における「調庸納入の悪化」によるのではなく、九世紀末の構造的危機が要因であった。

四 第二の転換点 九世紀末―一〇世紀初頭 前期王朝国家

1 財政構造改革

九世紀末―一〇世紀初頭(寛平―延喜)、宇多・醍醐朝の政府は、菅原

道真追放事件などの政局とは関わりなく、道真らの主導下、国司支配の危機、国家財政危機を克服するため、財政構造改革・国司支配強化を中心とする国制改革を行い、国家体制は律令国家から王朝国家へと転換した。それに対応して中央機構（諸司所々別当制・行事（所）制・蔵人所の整備、既存諸司所々の統廃合、政務処理方式の整備など）・貴族官人編成（昇殿制・昇進制など）・宮廷儀式体系（即位儀礼・音楽儀礼・競技儀礼の再編など）にも顕著な転換があったが、本稿では触れる余裕はない。この国制改革は体制転換を認めるか否かが王朝国家論を支持または容認するか否かの分岐点である。一〇世紀後半画期論者は、この時期の危機も国制改革も虚妄という。そこで一〇世紀後半画期論と切り結ぶために、従来の王朝国家論で手薄だった財政構造改革の問題を中心に国制改革について述べる。政府の「調庸違反」対策は、九世紀末までの危機的「未進」問題に対する対策から、一〇世紀初頭以降、「違期僉悪（合期精好）」対策に重点化していくが、この変化のなかに律令国家財政構造から王朝国家財政構造への転換が象徴的に示されている。

危機克服は調庸累積未進の処理から始まった。寛平五年（八九三）、政府は当年以後、毎年、年輪額の一〇／一〇を進済すれば、受領（以下、九世紀末以降の国司官長を受領と表記）の累積未進分の責任を問わない決定をし、膨大な累積未進額を実質的に切り捨て、政府―受領間の累積未進問題の処理に成功した²³⁾。累積未進の重圧から解放された国司は、任期四年分の定額貢納物を請け負う受領になった。寛平八年（八九六）、受領は四年分完済証明証「調庸惣返抄」を取得すれば任務から解放され、受領功過定²⁴⁾で合格判定を受ければ位階昇進・受領遷任資格が与えられることになった。累積未進の処理、調庸惣返抄の成立、受領功過定の成立、寛平年間のこの三政策によって、王朝国家体制を特徴付ける任中貢納物の受領請負制（ひいては任国支配の受領請負制）の基本はできあがった。達成可能な責任・目標を与えられた受領は任国支配に意欲を持

って取り組むことになる。

調庸惣返抄の基礎となる受領の年間貢納責任額は、基本的には定額の「式数」である。各国の調庸・交易雑物の「式数」は具体的物品と数量が『延喜式』にきめ細かく指定され、調庸の指定物品以外の「自余」は、物品名はあるが数量規定はない。諸国に割り当てられた具体的物品・数量の総和は、政府が消費主体（受給官司など）に申告させた年間必要経費（式数）の総和であった。このことは律令財政構造と王朝国家財政構造との原理的な違いを端的に示している。前者は、課丁数を基礎とする「入るはず」の税收を基礎として構築された財政構造であり、後者は政府が「必要とする」総支出を基礎に構築された財政構造である。国制改革後も擬制的課丁数が、「自余」を含めた受領の形式上の請負額の基礎であろうが、割当分を進済したら「自余」分を含めて全額進済したとみなして惣返抄が発行されたものと考ええる。

受領の累積未進の解消は、綱領（郡司富豪層）の運京責任分累積未進の解消に連動したとみなければならぬ。寛平二年（八九〇）、綱領の調庸未進に対する抜本的対策として、従来の民部省窓口チェック・大蔵省検納方式が廃止され、前年度請負分大蔵省返抄の民部省提出方式に変更される²⁵⁾。この新方式は、寛平五年（八九三）には受領の累積未進分凍結・定額請負化にスライドして、綱領請負額も累積未進を凍結して定額化することになったはずであり、寛平五年以降は前年度分定額返抄提出の義務づけとなる。この新方式採用の背景にあったのは、綱領運京原則の遵守をタテマエとして掲げながら大蔵省に調庸実物が納入されない現実であり、その現実を前提とする、財政構造転換の一環としての新検納方式であった。

すなわち、①郡司富豪層が大蔵省ではなく、受領京庫へ実物を納入している現実を認知し、綱領運京請負制を実質的に廃止する。②大蔵省は実物ではなく「本年度返抄」（綱領名・物品名・数量・日付記載）を消

費主体へ発給する。大蔵省返抄は、綱領宛て領収証の形をとりながら、消費主体が受領（京庫）に実物を請求する「手形」として機能する。^③消費主体は大蔵省返抄Ⅱ手形と引き換えに受領京庫から実物を受け取る。受領は消費主体から受け取った大蔵省返抄を蓄積・保管しておく。^④綱領Ⅱ郡司富豪層は、翌年、受領から自分名義の前年度大蔵省返抄を渡され、民部省に出頭して前年度返抄の検査を受ける（実際に民部省で返抄検査を受けるのは綱領ではなく弁済使Ⅱ「在下史生」であり、彼による一括代行だろう）。この手続きの煩雑さを解消するため、延喜十四年（九一四）には民部省チェックはいったん全面廃止される。こうなると綱領が窓口チェック回避のために王臣家と結合したり海賊被害偽装するなど不正工作は意味を失う。九世紀末、史料乏少期とはいえ海賊被害報告はなくなり、一〇世紀になると王臣家との結合による脱税闘争・国衙支配離脱闘争は急速に姿を消す。政府は財政構造改革によって、国家財政・地方支配を危機に陥れていた、地方富豪層の律令的財政構造の矛盾を衝く脱税闘争の克服に成功したのである。

大蔵省返抄を手形とする消費主体による受領京庫からの「在下物」受給方式は、九世紀末から一〇世紀前半までの間に、①大蔵省切下文（米については大炊寮切下文）で受領京庫から催徴する方式（切下文制^{②③}）、②大蔵省返抄から切り離されて国宛て官符で受領京庫から催徴する方式（官符国宛制^{②④}）、という二つの方式として制度化された。前者は正蔵率分制成立後は率分切下文を加え、政府主催の節倉禄料・祭祀幣料饗料・仏神事料物などに広く使われる。後者は恒常的経費の「永官符国宛」（国・額固定）と臨時経費の「臨時官符国宛」（国・額毎年変動）の二種あるが、「永官符国宛」方式は九世紀末に位禄・賀茂齋院禊祭料・中宮御贄・修理職納物・太政官列見定考禄^{②⑤}などから始まり、一〇世紀後半からは切下文方式や臨時官符国宛方式から永官符国宛方式に変更される料物^{②⑥}も増加していった。

一〇世紀後半財政構造転換論の有力な論拠として、『朝野群載』所載応和三年（九六三）宣旨が語る齋院禊祭料の受領功過定独立審査対象化が、律令財政構造による大蔵省納物支給方式から新たな財政構造による官符国宛方式への転換（直納化）と同時期、という認識があつた^{②⑦}。しかし近年『小野宮年中行事裏書』所載同宣旨全文が紹介されて^{②⑧}、『朝野群載』所載宣旨は抄本であることが明らかになり、新発見応和三年宣旨全文の分析によって禊祭料の官符国宛制への転換は寛平十（昌泰元）年（八九八）ごろで、受領功過定独立審査対象化までの間に六〇年以上の開きがあることが判明した^{②⑨}。とすれば、大津氏が一〇世紀後半に始まったとする切下文方式・永宣旨料物制への転換も疑わしくなる。前記のとおり、それらはともに九世紀末〜一〇世紀初頭の成立とみるべきである。一〇世紀後半とする弁済使も政府呼称「在下史生」として九世紀末には活動していた。受領功過定も、寛平八年（八九六）に調庸惣返抄とともに成立とみるべきで、個別審査項目増設は受領功過定制の枠内での個別料物合期精好策であつた。正蔵率分制の創設も大蔵省への「調庸納入の悪化」に対応する財源確保策ではなく、行事式日の間際になつて「違期糶悪」が判明する新財政構造特有の脆弱性を補完するストックとして始まったものである。このように一〇世紀後半財政構造転換論が論拠とする諸事象はすべて、九世紀末〜一〇世紀初頭の王朝国家財政構造への転換の際に生み出されたか、またはそれを前提とすることが判明した。封物の米による一括決済や律令的帳簿の数値固定化や無意味化を一〇世紀後半の財政構造転換の指標とする諸説^{③⑩}があるが、これらの事象は寛平・延喜に始まる王朝国家財政構造の枠内で公文勘会Ⅱ帳簿処理上の効率化をはかる政策によるものであろう。

九世紀末〜一〇世紀初頭の財政構造改革によって成立した王朝国家財政構造だが、「違期糶悪（合期精好）」対策による納入率向上策は、その後も一貫してとられ続けた。齋院禊祭料の展開について納入率向上策を

時期区分するなら、第一期・九世紀末〜延長四年（九二六）、第二期・延長四年（九二六）〜応和三年（九六三）、第三期・応和三年（九六三）〜？となる。第三期以降は未検討だが、財政構造全体の次の大きな転換期は勝山清次氏が提唱した一一世紀中葉の「料国制」³⁵の採用の時期になるだろう。一〇世紀後半画期論は私の試案では、王朝国家財政構造の第三期に当たる。

以上によって、財政構造改革の画期Ⅱ転換点は、一〇世紀後半か九世紀末〜一〇世紀初頭か、という議論に決着がついたと思う。一〇世紀後半画期論を前提に書かれた個別実証研究は、その結論について再検討する必要があるだろう。

2 土地制度改革・国衙機構改革・軍制改革

綱領Ⅱ富豪層の調庸運京請負停止と調庸累積未進解消は、受領と富豪層の支配関係および富豪層の経営にも大きな変化をもたらした。富豪層の対中央調庸累積未進の解消は、「里倉負名」の対受領（国衙）正税累積未進の凍結に連動したものと考えなければならない。坂上康俊氏³⁶のいう、一〇世紀以降の「名帳」に記載された、年度中進済を要求されない膨大な正税累積未進額は、毎年の公田見作面積への課税額に上乘せしめて徴収することを原則放棄した凍結未進額であると解釈しうる。富豪層の対中央・対受領の調庸・正税累積未進の凍結、事実上の帳消しは、国衙支配における受領と富豪層の敵対関係の緩和、受領支配の安定、富豪経営の安定の前提条件となった。富豪層に九世紀末までのような冒険的な脱税闘争を行う理由はなくなった。

九世紀末〜一〇世紀初頭の財政構造改革による受領請負制への転換は、土地制度改革に基礎づけられなければその実効性は期待できない。延喜二年（九〇二）、政府は班田励行令・荘園整理令を発令し全国的土地調査事業を行った³⁵。班田励行を掲げるのはこの土地制度改革を理念的に権威付けるためであって、政府が実際に受領に要求したのは「校田」の実

施と官符到来後一〇〇日以内の「校田図」の提出であった。受領は官符による政府の指令に基づき、寺社・院宮王臣家・百姓ら官省符免田や私領の所有者に「公験」を提出させ、国衙が保管する公験案文や過去の班田図記載と突合することによって「本主」を確定し、富豪層と王臣家が脱税目的に結びついた「公験」のない（あるいは国務に妨げある）王臣家荘を容赦なく停廃し、公田に引き戻していった。この土地調査事業を通じて受領Ⅱ国衙は、課税対象となる公田と、寺社の領有する非課税の免田（政府認定の官省符荘）を確定し、その結果をもとに「校田図」を作成して政府に提出するのである。官符発給後、一〇〇日以内に提出することを求めているところに、政府のこの政策の実施に対する意気込みを読み取ることができる。この全国一斉土地調査によって作成・提出された校田図こそ、坂本賞三氏が提唱した「基準国図」にほかならない。官省符免田領主（主として寺社）には「基準国図」記載の免田面積分の官物取得権が受領によって保証された（「免除領田制」³⁶）。しかしこの全国一斉土地調査事業は難航したことが想像され、予定どおり一〇〇日以内で達成されたわけではなかった。免除領田制の施行が確認される初見例は、坂本氏によれば延喜八年（九〇八）であった³⁷。

この土地調査事業の結果、国内田数のうち非課税部分が基準国図記載免田面積に押し込められることによって、課税面積Ⅱ公田数は実質増大・安定する。寺院院宮王臣家が免田外に拡張した不法荘園の停廃を受け入れたのは、財政構造改革によって封物など国家的給付が保障されることになったからである。以後、王臣家は、九世紀末までのようなかたちで諸国富豪層と結託して脱税闘争を展開することはなくなり、相対的に国衙に協力的になった。

正税累積未進の凍結と公田面積の基準国図への固定は、受領による国内収取の制度化・安定化をもたらし、公田面積に課税される「官物・臨時雑役」の国内収取体系の基礎ができた。毎年の請作契約と検田

と収納沙汰（進未沙汰＝確定申告）によって、公田請作富豪層（負名）に請作面積に応じて官物・臨時雑役が賦課されることになった。調庸・正税の累積未進を根拠とする受領の恣意的収奪に歯止めがかかり、九世紀末までのような富豪経営の不安定性は解消され、納税責任を果たすことと引き換えに安定経営が保証された。この受領と負名が郡司を介さないで直接対峙する国内支配体制を「負名体制」という³⁸。成立期の負名の姿は、著名な承平二年（九三二）丹波国牒（『平安遺文』一卷二四〇号）の「郷々堪百姓等名」、「将門記」に描かれた国衙と藤原玄明との「望³⁹農節、則貪⁴⁰町満之歩数、至⁴¹官物、則无⁴²束把之弁济」という公田請作関係（受領は玄明の納税拒否を指弾）、また延喜九年（九〇九）の年紀の木簡と伴出した「止知一斛 尚世名」の木簡³⁹などのなかに、その徴証をみとめることができる。

郡司を介さず直接負名と対峙する受領は、請作契約・検田・収納を中心とする国内支配を効率的に行うために、国衙機構改革をすすめていった。受領は、九世紀にはしばしば官長に反抗的であった職制上の部下である任用（掾・目）を国務から排除し、行政幹部として子弟・郎等（京で雇用した中央実務官人・武士）を伴って任国に下った。受領は国衙行政の機能別分課「所」（田所・税所・調所・検非違所・船所など）を整備し、子弟・郎等を「所」目代に補任し、九世紀末まで「進官留国雑役」に駆使してきた国衙雑色人⁴³郡司富豪層を「判官代」に補任し、「所」に配属して目代（子弟郎等）の部下として国衙行政を分担させた。『将門記』に出てくる足立郡司武蔵武芝は一〇世紀前半の天慶二年（九三九）に武蔵国「判官代」であったし、天慶四年には信濃国「判官代」が国衙雑色人と言ひ換えられている（『本朝世紀』同年十一月十日条）。

検田・収納・検断・相論などの部内巡検は、九世紀末までの任用に換わって、受領子弟郎等・判官代が担うことになった。彼らは国使として各郡に派遣され、各郡では郡司が国使を補佐した（宿舎・飲食の提供、

検田では現地案内、収納では負名との進未沙汰「現代の確定申告」会場の提供など）。検田・収納の主体は国使、対象は負名であり、郡司は国使の業務を補佐する地位に過ぎなかった（ただし判官代としてなら業務主体、一負名としては業務対象）。このような平安中後期の国衙機構・国衙機能のあり方への転換は、一〇世紀後半のことと一般には受け止められているが、寛平・延喜国制改革による、任国支配の受領請負制への転換に対応するものとみなければならぬ。

九世紀末～一〇世紀初頭の軍制改革と国衙軍制の成立、武士の成立について、また前期王朝国家段階の反受領闘争について触れておこう⁴⁰。九世紀末、調庸運京請負に便乗して暴利を得てきた坂東諸国富豪層の一団（僞馬の党）が、国制改革＝財政構造改革に反発して蜂起し、延喜東国の乱を引き起こした。政府は数年にわたるその鎮圧過程で、一国単位に押領使を配置して「追捕官符」により「凶党」を鎮圧させる軍制改革を行い、まず坂東諸国において国衙軍制が成立した。延喜東国の乱の鎮圧過程で勲功を立て武名をあげた押領使たちが最初の「武士」となった。平高望・藤原利仁・藤原秀郷ら中世武士の始祖と仰がれる人々である。押領使を指揮官とする「追捕官符」による「凶党」鎮圧システムは、天慶将門・純友の乱ではさらに広域諸国に適用され（純友の乱では諸国警固使）、多くの勲功者が武士となった。勲功者＝武士のなかには、勲功賞（位階・官職）をステップに中央に進出し、検非違使・五位・受領になって貴族的武士の地歩を築くものも現れた（清和源氏、桓武平氏、利仁流・秀郷流藤原氏）。

乱平定後は、全国的規模で一国単位に常置された押領使・追捕使（国内有力武士が補任）が「追捕官符」にもとづいて国内武士を指揮して「凶党」を鎮圧する国衙軍制が、恒久的体制となった。この押領使・追捕使が鎌倉幕府守護制度の源流である。

天慶の乱後も毎年（とりわけ受領任終年）、収穫前の検田（課税面積確

定）、収穫後の収納沙汰（未進額確定）をめぐる、受領と負名との関係は緊張し、折り合いがつかなければ国内負名は共通利害のもとに共闘して受領の苛政を上京越訴し、さらには受領や検田使・収納使を襲撃殺害する「凶党」蜂起を起こした。天慶の乱は、将門・純友らが自身の勲功を政府が黙殺したことに対する個人的憤懣を直接の契機とする反乱であったが、広域規模に拡大した「凶党」蜂起でもあった。

前期王朝国家の負名体制を基礎とする相対的に安定した地方社会は、荘園公領制を基礎とする中世社会の前段階であり、中世的要素を胚胎する過渡的社会であった。荘園や武士も基本的には受領の保護と規制を通して成長していった。しかし負名体制の自生的展開が荘園公領制を生み出すのではない。荘園公領制への転換も、やはり危機に直面した政府・受領が打ち出した「政策」が契機であった。

五 第三の転換点 一一世紀中葉 後期王朝国家

前期王朝国家段階の相対的安定を支えてきた受領請負制・負名体制は、一一世紀中葉に政府が発令した「荘園整理令」を契機に急激に解体していき、地域社会は「荘園公領制」に向かう激動の坩堝と化していった⁴¹⁾。後期王朝国家は、荘園整理（荘公分離）を通して荘園公領間の紛争を調停しながら中世荘園公領制の形成を促進する役割を果たした独自の国家段階だったのである。

長久元年（一〇四〇）、前年に焼亡した内裏再建のため、後朱雀天皇・関白藤原頼通の政府は諸国受領の要請により、荘園整理令を発令して国内検注を実施させ、荘園公領の区別を明確化したうえで、荘園公領を問わない一国平均役として造内裏役を賦課させようとした⁴²⁾。諸国受領はそれまで造内裏役のような臨時課税が割り宛てられると、既存の収取体系の枠内で、政府に料物申請（所在官物立用申請）するなどによって財

源を確保して対応してきた⁴³⁾。だが国免荘（任中未進封物などの代替として任終年に受領裁量で認められた免田。たいてい後司が任初に停廢する。政府は認知していない）の増加⁴⁴⁾課税面積の縮小、臨時加徴に対する負名の反発によって、頻繁に発生する内裏焼亡後の、内裏造営にともなう造内裏役に対応することが困難になっていった。神事仏事を中心とする行幸用途の違期僞悪に悩まされる政府もまた、行幸用途確保のため、料物申請によって造内裏役に対応しようとする受領を褒賞（加階・遷任重任）しなくなった。公廨⁴⁵⁾受領給与や私物で対応しなければならなくなった受領は、ついに音を上げて一国平均役方式の造内裏役を申請するにいたった。この方式がはじめて全国規模で認められたのが長久度の造内裏役だったのである。しかし天皇も頼通らも、この荘園整理・一国平均役が地域社会にどんな衝撃を与え、どんな結果をもたらすか、明確な見通しを持っていたわけではなかった。展望なきまま苦し紛れに荘園整理令を発令した頼通政権は、体制転換の端緒でしかなかった。

国衙が、政府⁴⁶⁾「官符」の権威を背景に、荘公を問わず一国平均役方式で課税するためには、課税対象地が荘園なのか公領なのか、その帰属と負担責任者を明確にしなければならない。政府公認の荘園は官省符免田だけであり、政府の関知しないまま受領が裁量で課税免除してきた国免荘をどう処遇するか（荘園とするか公領とするか）が、一国平均役導入に当たった際の難問であった。そこで政府は受領の要望と寺社権門の反発を考慮しながら、「其任以後」を整理基準とし、前司までの代々の受領が認めてきた国免荘を公認し、見任受領が新立した国免荘を公領に引き戻すことによって、荘園公領の区別を明確化しようとした。受領はこの整理基準にもとづいて一国検注を行い、検注結果をもとに造内裏役を賦課したのであった。一国平均役方式の新儀の造内裏役は荘園領主にとつて負担増であるが、「其任以前」の国免荘の政府公認と抱き合わせであったから、一国平均役の導入にともなう荘園整理は、かえって政府公認荘

園を一挙に増大させる結果となった。荘園整理令は、反面、グレーゾー
ン荘園公認令だったのである。それは「公田」減少Ⅱ所当官物減収を意
味する（とはいえ新任受領は前司新立国免荘の多くを停廃するから、整
理令による公認荘園の増大を過大評価しないほうがいい）。

所当官物減収は、中央官司納物・行事務用途の確保にも大きく影響する。
後述するように臨期官符国宛方式・切下文方式によって調達してきた所
司納物・行事務用途の永官符国宛方式への転換による確保が相次ぐこと
なる。

長久以後、内裏焼亡・再建のたびに荘園整理令が発令され⁴⁹、荘公区
分を明確化する国内検注が中央から「官使」派遣を仰いで行われ、一國
平均役としての造内裏役が国内荘公を問わず平均に賦課され「官使」派
遣を仰いで催徴された。検注と賦課には、当然、荘園側の猛烈な反発と
妨害、国衙側の強制執行が伴い、荘公間の対立が急速に激化していく。
長久整理令以後、新任受領は、通常の初任検注においても「官符」発給
（初任例状官符）、「官使」派遣を仰いで荘公区分を明確化したうえで官
物催徴するようになる。

受領Ⅱ国衙が太政官の權威を全面に押し出して検注・賦課するように
なると、荘園側も免除や相論の裁定を国衙に求めるのではなく、太政官
に訴えて裁定を求め、「官使」を仰いで四至勝示・四至内免除を勝ち取る
うとするようになる。

こうして荘園整理令・一國平均役賦課を契機に、受領Ⅱ国衙は荘園を
保護し規制する裁定者の地位から、太政官法廷（「官底」）で荘園と対等
の立場で争う相論主体に転落する。荘園側からの暴力的反撃に、受領Ⅱ
国衙側は公領の再編によって対抗する。郡郷制の改編である。

一〇世紀以降の郡は国使が行う検田・收納沙汰の単位であって、郡司
はそれら国使による国務を補佐する役割のほかは土地売買・盗難放火被
害の証明、国衙への事件発生報告など日常的秩序維持機能を果たすだけ

であり、負名に対する徴税機能はなかった。したがって郡司が未進責任
を追及されることはなかった。

再編された公領は、国衙と直結する単位所領（郡・郷・保・別名）で
構成された。単位所領の郡司・郷司などには国衙在庁・旧郡司・有力負
名のうち国内武士が優先的に補任され、所領内の徴税権・検断権・裁判
権が付与された。従来の小規模負名や作人は郡郷内百姓名に編成され、
郡司郷司に納税する立場になった。郡郷司は受領に対して、検注で確定
した所領内課税面積に応じた所当官物・公郷在家役・一國平均役を請け
負った。こうして改編郡郷を舞台に郡郷司Ⅱ国内武士が在地領主として
成長していく。自生的に成長した在地領主が郡郷司・武士になったので
はなく、郡郷司に補任された武士がその権限をデコに在地領主になって
いくのである。

内裏再建のたびに荘園整理令が繰り返されることから明らかのように、
荘公区分は流動的であり、荘園整理は受領交替ごとに初任検注として蒸
し返され、境界をめぐる荘園公領間相論、荘園相互間相論が続発し、個
別相論の裁定は同時に個別荘園整理令（公認令）であった。「後符、先符
を破るは例なり」が裁定における法理となっていく。

荘園整理政策Ⅱ荘公区分明確化政策によって、それまでの国内負名の
共闘による受領解任要求闘争や「凶党」蜂起闘争は姿を消し、荘園公領
「住人等解」闘争にかわる。住人等解によって荘園住人は荘園領主を突
き上げ、公領住人は受領を突き上げ、荘園側住人は武装して公領に乱入
し、公領側住人は武装して荘園に乱入する。このような武力行使を伴う
荘公間紛争において、受領は太政官法廷を舞台に法廷闘争を展開する相
論の一方当事者であって、国衙軍制によって上から鎮圧する立場ではな
かった。

こうして長久整理令以後かえって流動化することになった荘園公領の
区分を、固定化しようとしたのが、延久元年（一〇六九）、後三条天皇の

主導のもとで、公卿起請（公卿間誓約）によって断行された延久荘園整理令であった。それまでの整理令と受領初任検注では、「官符」の権威を背景にしているとはいえず、官使に支援された国衙（目代・在庁官人）に荘公区分が委ねられていたが、後三条は政府内に記録荘園券契所を置いて、荘園領主（権門寺社）・国衙双方から証拠文書を提出させ、実務官人で構成される記録所寄人に厳正審査させて個別荘園の存続・停廃を決定し、政府決定（延久宣旨）によって荘公区分の固定化を目指したのであった。延久宣旨はその後の荘公間論裁定の根拠とされる権威あるものではあったが、蒸し返される相論の中で相対化されていった。後三条新政もその後の院政も、荘公間紛争を沈静させる力はいかに持ち得なかったのである。それは鎌倉幕府の成立を待たねばならなかった。

後三条主導の政策として、延久荘園整理令とともに注目しなければならぬのが、勝山清次氏が「料国制」と呼んだ財政政策である⁴³。延久元年六月、政府は諸司所々に年間用途を注進させ⁴⁶、従来、臨期官符国宛方式または切下文方式で催徴させてきた諸司納物のうち、重点費目を「永官符国宛」方式に転換させたのである。これが「料国制」の実態であり、九世紀末〜一〇世紀初頭に導入された「永官符国宛制」の、細分化した用途への拡大適用であった。長久以後の荘園整理政策を通じて荘公間相論が激化し公田面積が減少していくなかで、臨期官符国宛方式や切下文方式による諸司所々納物の進捗が急激に困難になっていった。すでに長久四年（一〇四三）、宮廷殿舎・宮廷神事仏事の燈明とされる主殿寮納油について、三四方国が永官符国宛国に指定されていた⁴⁷。延久元年、この方式を全面的に採用したのである。これら細分化された「永官符国宛」料物は、一二世紀には諸司所々「便補保」⁴⁸、鎌倉幕府成立後の諸司所々「便補保」⁴⁹は、中世国家（朝廷・幕府体制）によって保護される。

長久整理令を端緒とし延久整理令で総括される三〇年間は、受領請負

制・負名体制が解体し、荘園公領制への方向性が定められた転換期であった。長久〜延久を画期に、荘園整理を政策の柱とし荘園公領の上に君臨し、荘公間対立を調停しながら荘園公領制Ⅱ中世社会の形成を促進する役割を果たす、後期王朝国家へと転換するのである。

一一世紀四〇年代から問題化する荘園は、荘園整理令・初任検注で整理対象になるか否かの国免荘であったが、一一世紀末には荘公間紛争の増加の中で受領が給付保障しなくなった権門寺社への封物など国家的給付が、院権力によって寺社権門領荘園に転換されていき（院権力による改編郡郷保別名の立荘）、新たに造立した御願寺の修理料・仏事料、既存寺社に新たに創始された仏神事料（たとえば賀茂社の日別供御料）として荘園が寄進された。寺社領荘園の爆発的增加に対して政府は個別寺社の年中用途相営まで荘園面積を制限しようと、天永記録所（伊勢神宮領規制に重点化）・保元記録所で徹底審査を行い、とくに保元度は神社仏寺から年中用途・所有荘園を注進させ、一国検注・造内裏役賦課による内裏造営を通じて荘園所有の制限を徹底しようとしたが、保元の乱によって十分な成果は得られなかった⁴⁹。その間も、荘園公領間の紛争は蒸し返され、それが寺社嗽訴を招き中央の権力闘争とも結びつき、保元・平治の乱からさらに源平の争乱へと展開していく。白河・鳥羽・後白河、三代の院権力は荘公間対立Ⅱ権門受領間相論・権門間相論と寺社嗽訴・政情不安を調停・抑止するために登場した専制権力だったが、調停以上のことはできず、相論・嗽訴が静謐することはなかった。

源氏の棟梁（頼信・頼義・義家の三代）は一一世紀前半から後半にかけて、追討使として東国・東北辺境の反乱鎮圧のために派遣され、厳しい追討戦を東国武士とともに戦うことを通じて、追討使の軍事指揮権を媒介に東国武士との間に強固な主従関係を結んでいった。それに対して院近臣武士の平氏は、院権力が源氏牽制のために育成した「バブル」的棟梁であり、西国の反乱・海賊追討使に任命されても実際に戦場で配下

とともに戦ったかどうかは疑わしく、西国武士との主従関係の絆は弱かった。平氏は武力を背景とする近臣の権謀術数によって院権力を篡奪するが、権門寺院勢力・地方武士から反感を買い孤立化し源平の争乱で滅亡する。頼朝は平家追討使の臨時的軍事指揮権を全国的規模で恒久化し、全国武士を地頭御家人として組織化して平和維持体制を確立し（日本国惣追捕使・諸国守護・荘郷地頭）、内乱に終止符を打った。こうして止めどない荘公間紛争を抑止する恒久的軍事権力⇨平和維持体制としての鎌倉幕府が成立し、院・天皇を頂点とする王朝国家は幕府の軍事権力に支えられて存立する他律的政権に転落した。この**第四の転換点**こそ荘園公領制に照応する中世国家（朝廷・幕府体制^⑤）の成立⇨天下草創であった。

おわりに

本稿は、『歴史評論』八四一号（二〇二〇年五月）の特集「初めての平安時代史」に寄せた論稿「古代・中世の転換点をどう見るか―王朝国家論と一〇世紀後半期論―」に、紙数の都合でそこでは論じきれなかった部分を増補して一編にまとめたものであり、前半部分の「**四 第二の転換点 九世紀末～一〇世紀初頭 前期王朝国家 1 財政構造改革**」までは、『歴史評論』掲載論文の内容とほとんど変わらない。全体を通して読み返してみても、記述の精粗、依拠した先行研究の註記の精粗が目につく。註記すべくしてしていない先行研究の著者には失礼をお詫びする。十分ではないが、拙著『武士の成長と院政』（講談社日本の歴史07巻 二〇〇一年）末尾に掲載した参考文献をもって代えさせていたきたい。本稿では二一世紀に入ってから論稿をほとんど取り上げていない。拙著における転換期の描写から成長していかないことに愕然とする思いである。一から出直さなければならぬ。

註

- (1) キャロル・グラッグ「戦後史学のメタヒストリー」(『岩波講座日本通史 別巻1 歴史意識の現在』(岩波書店 一九九五年))
- (2) ここでは財政論に限定して、提唱者大津透氏の記念碑的論文「平安時代収取制度の研究」(『律令国家支配構造の研究』第二部第二章 岩波書店 一九九三年、初出『日本史研究』三三九号 一九九〇年)をあげる。その後、大津学説の事実認識を前提に一〇世紀後半期論を展開する研究に、佐藤泰弘『日本中世の黎明』京都大学学術出版会 二〇〇一年)、寺内浩『受領制の研究』(塙書房 二〇〇四年)、上島亨『日本中世社会の形成と王権』(名古屋大学出版会 二〇一〇年)、中込律子『平安時代の税財政構造と受領』(校倉書房 二〇一三年)などがある。本稿では以下の註記も著書所収論文については書名だけとする。
- (3) 拙稿「平安時代史研究の新潮流をめぐって―十世紀後半期論批判―」(『日本古代・中世史 研究と資料』一五号 一九九七年)は報告の前半部分。報告後半の「寛平・延喜の財政改革」は、その後、「平安時代の国家と海賊」(『瀬戸内海の文化と環境』瀬戸内海環境保全協会 一九九九年)、稲葉靖司氏との共著「九世紀の海賊について」(『海と風土』(雄山閣 二〇〇二年)に反映させ、その構想は、「王朝国家財政構造への転換と齋院禊祭料の諸段階」(『史人』七号 二〇一八年。二〇一八年科研報告書所収「王朝国家財政構造と齋院禊祭料の諸段階」は一〇世紀中葉の第四段階を増補したもの)のなかで具体化させることができた。
- (4) 戸田芳実『日本領主制成立史の研究』(岩波書店 一九六七年)、『初期中世社会史の研究』(東京大学出版会 一九九一年)

- (5) 坂本賞三『日本王朝国家体制論』（東京大学出版会 一九七二年）
- (6) 網野善彦『日本中世土地制度史の研究』（塙書房 一九九一年）
- (7) いちいち挙示しないが、坂本賞三編『王朝国家国政史の研究』（吉川弘文館 一九八七年）所収諸論文、前掲拙稿註(3)「新潮流」論文で紹介した諸論文。
- (8) 坂本賞三『荘園制成立と王朝国家』（塙書房 一九八五年）、拙著『武士の成長と院政』（講談社日本の歴史07巻 二〇〇一年）はそれぞれの特典での再構築の試みであった。
- (9) 川本龍市「正蔵率分制と率分所」（『国史研究』七五号 一九八三年）、同「一切下文の基礎的研究」（『史学研究』一七八号 一九八八年）、前掲註(7) 坂本編著所収長沢洋「王朝国家期の財政政策」など。ただし寛平・延喜の財政改革という視座に達しえなかったことが、一〇世紀後半画期論に論拠を提供する結果になった。
- (10) たとえば前掲註(2) 掲載諸論著（ただし積極的批判を避けている論著もある）、あるいは吉川真司編『平安京』（吉川弘文館 二〇〇二年）所収吉川真司「院宮王臣家」など。
- (11) 石母田正『日本の古代国家』（岩波書店 一九七一年）、吉田孝『律令国家と古代の社会』（岩波書店 一九八三年）
- (12) 律令官僚制・在地首长制については、前掲石母田註(11) 著書。諸国内支配のあり方のなかに平安時代の諸転換点⇨諸段階を捉える一つの指標として、国使の国内巡検と郡司との関係に着目してみる。八世紀の検田・出挙・調庸・収納などの部内諸郡巡検は、国司四等官の一人が国使として郡別に数日滞在しながら全郡の視察・帳簿点検をするというものであった。そのような巡検が可能なのは、郡司が在地首长制的支配関係によって実質的な業務を行ったからである。国司の行政的支配は郡司の在地首长制的支配に依存していたのである。国衙機構・国衙支配・国使―郡司関係のその後の展開に
- ついては後述する。八〜一世紀の国衙支配の展開についての私の理解は、拙稿「平安時代の地方政治」（日本歴史学会編『日本史研究の新視点』吉川弘文館 一九八六年）、拙稿「国衙支配の再編成」（『新版「古代の日本」④中国・四国』角川書店 一九九二年）で示した。多くの先行研究から学んだものであることはいうまでもない。
- (13) 前掲註(11) 吉田著書
- (14) 拙稿「軍縮と軍拡の奈良時代」（『歴博』七一号 一九九五年）、「光仁・桓武朝の軍縮改革について」（『古代文化』四九巻一―号 一九九七年）
- (15) 註(12) でみた律令国家段階の国使―郡司関係と対比して、九世紀の国使―郡司関係の特徴付けてみよう。国司官長（守）自身は国使にはならず、数名の任用国司（掾・目ら）を国使として国内諸郡に一郡につき一人派遣し、国使主導で現地視察・帳簿点検・不正摘発を行わせるようになる。富豪層育成政策によって郡司の在地首长制支配が解体した結果、国使は課税対象となった富豪層（里倉負名）を相手に、直接、検田・調庸・収納業務を行わなければならないようになった。郡司は補佐的な役割を果たすことになるが、郡司が補佐的役割と一富豪層としての役割以上に、郡域全体に対してどの程度の行政的役割（たとえば売買・被害の証明機能などは郡司の任務であった）を果たしたかは不明である。官長と任用の不信・対立、官長・任用と郡司富豪層の不信・対立、官長による任用・郡司富豪層弾圧、任用と郡司富豪層の結託・贈収賄・反官長闘争など、国衙内部の支配関係は不安定であった。その背景には律令制的タテマエと支配関係の実態との乖離の拡大があった。
- (16) 虎尾俊哉『班田収授法の研究』（吉川弘文館 一九六一年）
- (17) 村井康彦『古代国家解体過程の研究』（岩波書店 一九六五年）
- (18) 『類聚三代格』（巻一二 正倉官舎事）延暦十四年閏七月十五日太

- 政官符、同(巻一四 出挙事) 弘仁元年九月二十三日太政官符所引延暦十四年閏七月一日勅書
- (19) 調庸連京・調庸未進問題については、多数の研究があるが、とくに北條秀樹『日本古代国家の地方支配』第一部第一章 吉川弘文館二〇〇〇年) から多くを学んだ。
- (20) 綱領の脱税闘争と群盗海賊・群盗海賊害偽装との関連については、前掲註(3) 拙稿海賊関係論文。
- (21) 前掲註(4) 戸田著書
- (22) 『類聚三代格』(巻八 調庸事) 寛平五年五月十七日太政官符
- (23) 受領功過定の成立は主税主計二寮大勘文が提出されるようになる延喜十五年(九一五)とみられているが、寛平八年(八九六)の調庸惣返抄成立とともに調庸惣返抄を審査する受領功過定が成立したと考える。二寮勘文提出、勘解由勘文提出、独立審査項目増設は、受領功過定の整備・厳格化政策である。
- (24) 『類聚三代格』(巻七 郡司事) 寛平二年六月十九日太政官符。「調綱所」領調庸雑物至_二于申参之日_一、一物以上不_レ進_二去年返抄_一者、依_レ式解任、不_レ寛宥_一」の記事から、本文のように理解したが、その当否については心許ないものがある。
- (25) 前掲註(9) 川本切下文論文、前掲註(2) 大津著書。切下文制は、大蔵省返抄による「在下物」充用が始まった当初から行われているとも考えられる。
- (26) 前掲註(3) 拙稿齋院禊祭料関係論文。諸司納物・行事料物の官符国宛制は、形式的には九世紀の大嘗会用途官符国宛方式の大蔵省出給料物への転用であると思われるが、後者が国から指定現物を連京するのに対して、前者は受領京庫からの受納であった。
- (27) 公卿以下太政官官人への列見定考・頼給料の官符国宛(俸料官符)が九世紀末に始まったことを、渡邊誠「俸料官符追考」(『史学

- 研究』二六九号 二〇一〇年) は明快に論じている。
- (28) 大津氏の「永宣旨料物制」はこれを指す。
- (29) 前掲註(2) 大津著書、丸山裕美子「平安時代の国家と賀茂祭」(『日本史研究』三三九号 一九九〇年)
- (30) 鹿内浩胤翻刻『小野宮年中行事裏書』(『日本古代典籍史料の研究』第三章 付(思文閣出版 二〇一一年、初出二〇〇三年)
- (31) 前掲註(3) 拙稿齋院禊祭料関係論文
- (32) 前掲註(2) 佐藤・寺内・中込著書
- (33) 勝山清次『中世年貢制成立史の研究』(塙書房 一九九五年) 第一部II「便補保の成立について」『納官済物』納入制度の変遷―、初出一九七六年)
- (34) 坂上康俊「負名体制の成立」(『史学雑誌』九四編二号 一九八五年)
- (35) 『類聚三代格』所収の一連の延喜二年三月十三日太政官符のうち一〇〇日以内の調査言上を指令されているのは、すべて土地政策に関する官符である。すなわち①院宮王臣家寺家の山川敷沢の不法占拠・御厨設立の停止・収公を命じる、②「応停止臨時御厨并諸院諸宮王臣家厨事」(巻一〇 供御事)と③「応禁制諸院諸宮及王臣家占拠山川敷沢事」(巻一六 山野敷沢江河池沼事)、④勅旨開田の停止、院宮王臣家の不法大土地所有(百姓田地舍宅買収と閑地荒田占請による)の停止を命じるとともに、寺社百姓田地の「公驗」にもとづく「本主」の確定を命じる、⑤「応停止勅旨開田并諸院諸宮及五位以上買収百姓田地舍宅占請閑地荒田事」(巻一九 禁制事)、⑥班田励行の理念を掲げながら校田Ⅱ土地調査を行い校田Ⅲの提出を命じる、⑦「応勤行班田事」(巻一五 校班田事)の四点である。延喜二年(九〇二)の延喜莊園整理令の歴史的位置づけについては多くの研究があるが、私は坂本賞三「延喜莊園整理令の性格」(『歴史学研

- 究』二七三号（一九六三年）の視点を継承して、王朝国家体制への転換を画する土地調査事業であったとみる。
- (36) 前掲註(5) 坂本著書。坂本賞三氏が免除領田関係文書から丹念に分析して解明した「基準国図」「免除領田制」を、私はこのように理解している。坂本説については佐藤泰弘氏の有力な批判があり（前掲註(2) 佐藤著書）、坂本説・佐藤説あわせて再検討する必要がある。
- (37) 延喜八年正月二十五日播磨国某荘別当解『平安遺文』一卷一九八号
- (38) 前掲註(34) 坂上論文
- (39) 『白坏遺跡発掘調査概報』『大田市埋蔵文化財調査報告書8』島根県大田市教育委員会（一九八九年）
- (40) 前掲註(8) 拙著第二章「武士たちの英雄時代」・第三章「撰関期の武士と国家軍制」に結実した二連の国衙軍制論・武士成立論・純友論。
- (41) 石井進「院政時代」『講座日本史2中世社会の成立』東京大学出版会（一九七〇年）、網野善彦『日本中世土地制度史の研究』第一部第一章「荘園公領制の形成過程」（塙書房（一九九一年）初出一九七三年）。比較的新しい研究に今正秀「院政期国家論の再構築に向けて——王朝国家体制論の視角から——」『史学研究』一九九号（一九九三年）。以下、本章の叙述は、前掲註(8) 拙著第五章「激動の院政1 荘園公領制と後期王朝国家」に依拠するところが大きい。
- (42) 市田弘昭「平安後期の荘園整理令」『史学研究』一五三号（一九八一年）、詫間直樹「一国平均役の成立について」（坂本賞三編『王朝国家国政史の研究』吉川弘文館（一九八七年））。なお拙稿「王朝国家体制下の権門間相論裁定手続について」『史学研究』一四八号（一九八〇年）も、長久度の造内裏役賦課の荘公分離政策における画期性を指摘し、荘園整理令・一国検注・相論裁定を通じての荘公分離・荘園公領制の形成について見通しを述べていた。
- (43) 前掲註(42) 詫間論文
- (44) 整理基準は寛徳二年（一〇四五）整理令で「前司任中」（長久の基準「其任」は寛徳にはほぼ「前司任中」に相当）となり、天喜整理令から保元整理令までは「寛徳二年（以前・以後）」に固定される。
- (45) 勝山前掲註(33) 論文
- (46) 『土右記』延久元年（一〇六九）六月七日程
- (47) 治承五年正月十九日主殿寮解『平安遺文』八卷三九四九号
- (48) 勝山前掲註(33) 論文、星野公克「永宣旨料物の便補について」『史人』六号（二〇一五年）
- (49) 天永記録所については、拙稿「天永の記録所について」『史学研究』一九九号（一九九三年）、保元荘園整理令・記録所については、今正秀「保元荘園整理令の歴史的意義」『日本史研究』三七八号（一九九四年）。
- (50) 河内祥輔『日本中世の朝廷・幕府体制』（吉川弘文館（二〇〇七年））